# 松崎町における女性職員の活躍 に関する特定事業主行動計画

令和3年3月 静岡県 松崎町

# 松崎町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日 松 崎 町 長

松崎町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第19条に基づき、松崎町長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、松崎町女性職員活躍 推進庁内会議を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目 標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

#### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)に基づき、町長部局女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 令和7年度までに、採用者の女性割合を40%以上となるよう努める。
- (2) 令和7年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を15%以上となるよう努める
- (3) 令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上となるよう努める。
- (4) 令和7年度までに、本庁勤務職員の平均超過勤務時間を令和2年の実績から2割以上縮減し、月4.0時間以下となるよう努める。
- (5) 令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を30%以上となるよう努める。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。 なお、この取組は、町長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活 躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課 題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- (2) 女性の活躍を推進する女性職員のみの会議を開催する。
- (3) 出産を控えている職員に対し、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、 育児参加のための休暇等)の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- (4) 育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- (5)毎月第2、第4水曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (6) 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

(以上)